

○立命館大学学生懲戒規程

2010年1月29日

規程第824号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第57条第4項および立命館大学大学院学則第91条第4項の規定にもとづき学生の懲戒に関する事項を定める。

(適用等)

第2条 この規程は、学部学生および大学院生（以下「学生」という。）に適用する。

2 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、専修生、研究生、研修生、特別研究学生および外国人研究生の取扱いは各規程の定めによる。

(懲戒の方針)

第3条 懲戒は、本大学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則の定めにより教育上必要な配慮の下にこれを行う。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、行為の結果がもたらした第三者に与えた影響、および行為の背景にある特別な事情等を総合考量して行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要な限度を超えないように留意しなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒は、本大学の学籍を有する期間に行われた行為を対象として行う。

(懲戒の対象とする行為)

第5条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑罰法令その他法令に違反する行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 学生もしくは教員の学問研究活動または本大学の業務を妨害する行為
- (6) 試験等における不正行為
- (7) 本大学の定める規程および規程を根拠とする規範により学生が遵守すべき事項に違反する行為
- (8) 学生の本分に反する行為（懲戒の種類）

第6条 学則第57条第2項および大学院学則第91条第2項に定める懲戒は、退学、停学、戒

告とする。

- 2 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- 3 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。
- 4 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

(停学の期間)

第7条 停学の期間は、無期または1か月以上6か月以下の有期とする。

(厳重注意)

第8条 懲戒に相当しない場合でも、教授会または研究科委員会(以下「教授会等」という。)が認めるときは、学部長または研究科長(以下「学部長等」という。)は、学生に厳重注意を行うことができる。

- 2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第9条 学部長等は、懲戒の対象となる行為(以下「対象行為」という。)をし、または対象行為をした疑いがあると認められる学生(以下「対象学生」という。)および対象行為に関係があると思われる者(以下「関係者」という。)に対して事情聴取を行う等の方法により事実関係を明らかにするための調査を行う。

- 2 学部長等は、必要と認めるときは対象学生および関係者に対して事実関係を証明する書面(電磁的記録を含む)および物品の提出を求め、あるいは対象行為があった場所について検証することができる。
- 3 学部長等は、事実関係の調査を適正、かつ、公正に行うため対象学生および関係者の事情聴取における発言を録音することができる。

(学生部長の認定した事実関係の採用)

第9条の2 学部長等は、対象行為に係る事実関係がすでに学生部長による事件、事故等の問題解決の過程において明らかになっているとき、または学生部長による事実関係調査が進行中であるときは、学生部長が認定した事実関係を懲戒手続の基礎となる事実関係として採用することができる。

- 2 前項の規定は、学部長等が前条に規定する事実関係の調査をすることを妨げない。

(ハラスメント防止委員会が認定した事実関係の採用)

第9条の3 学部長等は、対象行為に係る事実関係がすでに立命館大学ハラスメント防止委員会による調査により明らかになっているときは、同委員会が認定した事実関係を懲戒手

続の基礎となる事実関係として採用することができる。

(教育指導)

第9条の4 学部長等は、事情聴取の途中または終了後において対象学生が対象行為をしたことを認めたとし、または、関係者の証言その他客観的な証拠物件の存在から対象学生が対象行為をしたことが明白であると認められる場合は、対象学生に対して反省を促す教育指導を行ったうえで、反省文の提出を求める。

(緊急の措置)

第9条の5 学部長等は、対象学生が第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する明白かつ具体的な差し迫った危険があると認めるときは、当該対象学生に対して相当な期間、出席停止、登校禁止、特定の人物または団体に対する接触禁止等の命令をすることができる。

(懲戒の原案)

第10条 学部長等は、懲戒が相当であると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した懲戒の原案（以下「原案」という。）を作成する。

- (1) 予定する懲戒の種類及び根拠となる規程の条項
- (2) 懲戒の原因となる事実
- (3) 対象学生の反省の程度及び改善の見込み
- (4) その他懲戒手続に必要なと認める事項

(学生生活会議)

第10条の2 学部長等は、原案に次の各号に掲げる書類を添えて学生生活会議に提出し、原案について意見を求めなければならない。

- (1) 調査員の報告書
- (2) 事情聴取の調書
- (3) 反省文（提出があったとき）

2 前項第1号から第3号までの書類は、予定する懲戒の種類が戒告または期間2ヶ月以下の停学であり、かつ、対象学生が対象行為をしたことを認めている場合において、学生部長が学生生活会議の審議に支障がないと認めるときは、原案への添付を省略することができる。

3 学生部長は、前項に規定する審議の支障を判断するにあたっては、対象行為の性質および内容ならびに先例の有無を勘案しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10条の3 学部長等は、対象学生に対して原案を示し、相当の期限を付して弁明の機会を与えなければならない。ただし、対象学生が弁明の機会を放棄したとき、または正当な理由なく期限内に弁明書の提出をしなかったときはこの限りではない。

2 前項に規定する弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行う。弁明書には証拠書類等を添えることができる。

3 学部長等は、弁明に理由があると認める場合において、原案の全部もしくは一部を変更し、または原案を取消そうとするときは、全部若しくは一部を変更した原案（以下「変更原案」という。）または原案を取消す旨の議案書を作成し、弁明書を添えて学生生活会議に提出して意見を求めなければならない。

（懲戒の決定）

第10条の4 学部長等は、原案または変更原案、学生生活会議の意見および第10条の2第1項の各号に掲げる書類を教授会等に提出し、その審議に附す。

2 学部長等は、学生生活会議の意見および教授会等の審議の結論を反映した懲戒の案を作成し、学長に対して懲戒の決定を上申する。

3 学長は、懲戒の決定の上申があったときは、これを決定する。

（懲戒の執行）

第11条 懲戒は、以下の各号に掲げる事項を記載した学長の職・氏名による書面（以下「懲戒通知書」という。）を、対象学生に交付して行う。懲戒は、交付の時から効力を生じる。

(1)懲戒の種類及び根拠となる規程の条項

(2)懲戒に期間を付した場合は、その開始日及び終了日

(3)懲戒の原因となる事実

(4)不服申立の期間及び提出先

2 対象学生が懲戒通知書の交付に応じないとき、または、懲戒通知書を交付することが困難な事情があるときは、対象学生が本大学に届出た住所又は現在の居所に懲戒通知書を送達することによって懲戒を行うことができる。

3 前項の場合において懲戒は、懲戒通知書を送達した日から効力を生じる。

（親権者および保証人への通知）

第12条 学部長等は、懲戒通知書の交付もしくは送達または前条第3項の掲示を受けた対象学生（以下「懲戒対象者」という。）を名宛人とする懲戒通知書の写しを懲戒対象者の保証人に送達し、懲戒を通知する。懲戒対象者が未成年である場合は、その親権者または未成年後見人にも送付する。2 前項の通知は、保証人、親権者または未成年後見人が前条

の交付に同席したときは、同席した者に懲戒通知書の写しを交付することにより省略することができる。

(公示)

第13条 学部長等は、懲戒を行ったときは、学長の職・氏名により遅滞なくその旨を公示する。

- 2 公示する事項は、懲戒対象者が所属する学部等、学科（専攻）、回生（課程・回生）、懲戒の種類、根拠となる規程の条項、および、懲戒の期間とする。
- 3 公示期間は、1か月とする。
- 4 学部長等は、懲戒を公示することにより第三者の利益を損なうおそれがあると認めるとき、または、公示することが第3条に規定する懲戒の方針に適うものではないと認めるときは、公示事項の全部または一部を公示しないことができる。

第14条 削除

(懲戒に関する記録)

第15条 学部長等は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

第17条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副学長のうち1名および不服申立てを行った学生が所属する学部または研究科以外の学部長もしくは副学部長または研究科長もしくは副研究科長5名で構成する。
- 3 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 5 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 6 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
- 7 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求

める旨の勧告を学長に行う。

8 学長は、前2項の勧告を受けた場合、その取扱いを、不服申立てをした学生に通知する。

(再審議)

第18条 学長は、前条7項の勧告を受けた場合、当該学部長等に再審議を求める。

2 前項の場合、学部長等は、教授会等において再審議を行う。

(退学の制限)

第19条 学部長等は、懲戒の手続き中において対象学生から退学の願い出があったときは、これを受理しない。

(停学期間中の指導)

第20条 学部長等は、停学の懲戒をしたときは、停学期間中、懲戒対象者に対して教育指導を行う。

2 学部長等は、教育指導に必要と認める場合は、懲戒対象者の施設利用および正課授業への参加を許可することができる。

(無期停学の解除)

第20条の2 無期停学は、無期停学の開始日から6か月を経過した日以降において、懲戒対象者に改善の見込みがあると認められるときは解除することができる。

2 無期停学の解除は、学生生活会議の意見を求めたうえで、教授会または研究科委員会の議を経て学長が行う。

3 無期停学の解除は、懲戒対象者に書面を交付して行う。書面を交付することができないときは、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

4 保証人及び親権者または未成年後見人への通知は、第12条の規定を準用する。

(実施要項への委任)

第21条 この規程を実施するために必要な事項は、学生部長が実施要項に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会および研究科委員会の議を経て大学協議会において決定する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2017年3月24日 懲戒手続きの明確化等に伴う一部改正)

この規程は、2017年4月1日から施行し、2017年4月1日以降に発生した事案より適用

する。